

## 令和3年10月定例教育委員会会議録

1. 日 時 令和3年10月6日(水)午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 奥 真弥    |
| 教育長職務代理者 | 赤坂 敏明   |
| 委 員      | 山下 潤一郎  |
| 委 員      | 中村 スザンナ |
| 委 員      | 甚野 益子   |
| 委 員      | 石崎 貴朗   |
| 委 員      | 谷口 朋    |
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
- |                   |       |
|-------------------|-------|
| 教育部長              | 本道 篤志 |
| 施設担当理事            | 岩間 俊哉 |
| スポーツ推進担当理事        | 樫葉 浩司 |
| 教育総務課長            | 田倉 元  |
| 教育総務課学校施設担当参事     | 福島 敏  |
| 教育総務課教職員担当参事      | 山岡 史賢 |
| 教育総務課教育振興担当参事     | 北浦 勝則 |
| 教育総務課学校給食担当参事     | 杉浦 勇人 |
| 学校教育課長            | 藤原 義弘 |
| 学校教育課学校指導担当参事     | 和田 哲弥 |
| 学校教育課人権教育担当参事     | 渡辺 健吾 |
| 生涯学習課長            | 大引 要一 |
| 青少年課長             | 中岡 俊夫 |
| スポーツ推進課長          | 山路 功三 |
| 文化財保護課長           | 中岡 勝  |
| (庶務係) 教育総務課長代理兼係長 | 山本 建志 |
5. 本日の署名委員 委 員 赤坂 敏明

## 議事日程

### (報告事項)

- 報告第25号 教育委員会後援申請について  
報告第26号 教育委員会後援実施報告について  
報告第27号 令和3年度全国学力・学習状況調査分析結果について (学校教育課)

- 議案第25号 令和4年度小・中学校教職員人事基本方針について (教育総務課)  
議案第26号 第一次泉佐野市教育振興基本計画の策定について (教育総務課)  
議案第27号 泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について (生涯学習課)  
議案第28号 泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則を廃止する規則について  
(青少年課)

(午後2:00開会)

### 奥教育長

ただ今から令和3年10月の定例教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は委員全員が出席しているため、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は赤坂委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日の審議に入ります前に、9月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いいたします。委員の皆様で何かお気づきの点がございましたら、お願いいたします。

### 中村委員

前回の定例教育委員会会議で質問させていただいた「クラウドファンディング」についての説明はいつ頃していただけるのでしょうか。

### 藤原学校教育課長

「クラウドファンディング」についてですが、緊急事態宣言がでた時に集まる可能性が低いということで、開催自体を中止するということが決定されたので、実施はしていません。

### 中村委員

「クラウドファンディング」自体をやらなかったということですね。

### 藤原学校教育課長

お礼の品で考えていたグッズを提供するということに変更したみたいです。

実際緊急事態宣言が延長されましたので、現地でのイベントは全て中止で、オンラインの発信だけになったと聞いています。

報告については近々出てきますので、来月の定例教育委員会会議で報告できるかと思います。

中村委員

分かりました。

奥教育長

他にございませんか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

無いようでございますので、会議録の確認は終了させていただきます。恐れ入りますが、中村委員は後ほど署名をお願いします。

それでは本日の審議に入る前に「教育委員会の委員の任命について」本道教育部長より報告をお願いいたします。

本道教育部長

それでは、去る、令和3年泉佐野市9月定例市議会におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、「教育委員会委員任命についての同意を求めることについて」、議会の同意を得ましたので、ご報告いたします。

畑谷 扶美委員におかれましては、本年9月30日をもちまして、任期満了となりました。

畑谷委員の後任といたしましては、谷口 朋さんを教育委員会委員として、ご推挙いたしましたところ、議会の任命同意を得ましたので、ご報告申し上げます。

奥教育長

ありがとうございます。

新しく谷口委員を迎えての新しい体制で、今後とも頑張っていきたいと思いますので、皆さまどうぞよろしく願いいたします。

谷口委員ご挨拶をお願いできますか。

谷口委員

谷口委員より挨拶

奥教育長

よろしく願いします。

それでは事務局の方々も自己紹介をお願いしていいですか。

本道教育長から各自挨拶

それでは本日の審議に入りたいと思います。

はじめに報告第25号「教育委員会後援申請について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料25に基づいて説明。

新規2件、継続4件、計6件の事業内容について一括で報告

奥教育長

ただ今の報告について、ご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第25号を終わります。

次に、報告第26号「教育委員会後援実施報告について」を議題といたします。報告をお願いします。

田倉教育総務課長

報告第26号「教育委員会後援実施報告について」ご説明いたします。報告資料26「教育委員会後援実施報告一覧表」をご覧ください。報告件数は今回6件でこれらは以前に教育委員会で後援承認したものであり、実施報告ということで、報告資料第26をもって報告にかえさせていただきます。

奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

無いようでございますので、以上で報告第26号を終わります。

次に、報告第27号「令和3年度全国学力・学習状況調査分析結果について」を議題といたします。報告をお願いします。

和田学校教育課学校指導担当参事

報告第27号「令和3年度全国学力・学習状況調査分析結果」について、ご説明させていただきます。

「全国学力・学習状況調査」の実施要領では、教育委員会における市町村・学校の結果公表の取扱いについて、「調査により測定できるのは学力の特定の一部であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重

要である。」としています。このことを踏まえ、実施要領に定める配慮事項に十分留意した上で、個々の学校名を明らかにした調査結果を一昨年同様、公表させていただきます。

市の分析結果につきましては、10月12日（火）にHPで公表する予定です。また、各学校の平均正答率及び分析結果につきましては、12月上旬に公表の予定です。現在、市と同様の形式でまとめているところですが、大木小学校につきましては、対象児童数が極めて少ないことから、分析結果の公表はいたしません。

この調査は、小学校6年生と中学校3年生の児童生徒を対象とし、学力に関しては、今年度は、小学校では国語、算数、中学校では国語、数学の調査が行われ、併せて児童生徒の学習や生活の状況、学校の取り組みに関する調査も行われました。

今年度の結果概要でございますが、平均正答率は、小学校6年生につきましては、国語で大阪府平均比マイナス3ポイント、算数はマイナス2ポイントとなっております。中学校3年生につきましては、国語で大阪府平均比マイナス3ポイント、数学ではマイナス4ポイントとなっております。

本日の資料は、市全体の分析結果です。小学校国語の分析を例にお話をさせていただきます。

4ページをご覧ください。「1.全体の傾向」にあります平均正答率につきましては、本市は60%、大阪府は63%、全国は64.7%でございます。

「2.学力状況調査より」については、全国との差が5パーセント以上あるもの、市の平均正答率が80%を超えているもの及び40パーセントを下回るものを挙げています。

「話すこと・聞くこと」領域につきましては、概ねできております。特に、目的や意図に応じ、資料を使って話すことについては、8割の児童ができています。

一方、「言葉の特徴や使い方に関する事項」には課題が見られ、特に文の中における主語と述語との関係を捉えることについて、できていない児童が多いという課題があります。

他の教科を見ていきますと、小学校算数では、「データの活用」領域は、概ねできており、特に、棒グラフからの数量の読み取りや項目間の関係を読み取ることは、9割以上の児童ができております。

また、記述式問題の正答率は、全国平均とほぼ同等となっております。

一方、「図形」領域には、三角形の面積の求め方について理解することに課題が見られ、底辺や高さ、周りの長さなどの図形を構成する言葉の意味を理解し、自分の言葉で説明することができていない児童が多いという課題があります。

中学校国語では、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」は、文脈に即して漢字を正しく読んだり、相手や場に応じて敬語を適切に使うことは概ねできています。

一方、「書くこと」領域では、文章の構成の工夫を考え、伝えたい事柄が相手に効果的に伝わるように書くことに課題が見られます。

中学校数学では、全体的に課題が多くみられ、「数と式」領域では、目的に応じて式を変形したり、その意味を読み取って説明することや、数学的な結果を事象に即して解釈し、事柄の特徴を数学的に説明することに課題があります。また、「関数」領域でも、関数の意味を理解して表現することに課題が見られます。

また、児童生徒質問紙では、小中学生ともに、今住んでいる地域の行事に参加している割合が低いことや、1日あたり全く読書をしない割合が高いこと、携帯電話やスマートフォン等を使って長時間ゲームをしている割合が高いこと等について、課題があります。

3ページ、12ページをご覧ください。「いっしょに取り組みましょう!」という形で6点提案しています。課題を基に、児童生徒や教職員、また、ご家族のかたが、それぞれの立場で、どのようなことに気をつけていくことが望ましいのかを6点に絞って、提案させていただいています。

泉佐野市の子どもたちの学力や学習状況の改善のために、学校や家庭・地域が連携して取り組んでいけたらと思っています。

報告は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

#### 奥教育長

ただ今の報告について、委員の皆様でご意見ご質問がございましたらお願いします。

昨年度はコロナの影響で中止になったわけですが、令和3年度におきましては実施をされたということで、2年ぶりになります。

#### 甚野委員

20ページの真ん中の行にあります「学習塾や家庭教師を利用している割合は全国を上回っている」文章がありますが、授業時間は全国同じ授業時間で、学校で学習していると思いますが、プラス帰宅後塾とか、家庭教師の先生にお世話になっているとなりますと、学習している時間は長いのかなとは思うんですね。ところが数字としては、大阪府や全国平均を下回るというのは、どういうことなのかなとこの資料から疑問に思いました。

先程説明があったように、文章力とか、意図を読みれないというところで、何を意図されているのかが分からなければ結局点数に繋がっていないのかなと、私なりに理解したのですが、そこら辺をどういうふうにつけていったらいいと考えられているのかをお聞きしたいのですが。

#### 和田学校教育課学校指導担当参事

塾に通っている割合は泉佐野市は非常に高く、その辺りはお家庭のご協力もいただいているのかなと思うのですが、時間だけで計れるものではなくて、主体的に学んでいるかとか、その時間にいかに自らが学ぼうとしているかとか、時間のみならず学び方の質にも関係しているのかとも思います。先程述べた中に基礎的な事だけではなくて、知識とかを使って今求められているのは、自分の言葉で表現するとか、主体的にこうしていくかということが求められていると思います。これまでであれば、一問一答でないですが、これを知っているかどうかを判断されたことが、知っているのを前提として、それを使ってどの様に表現していくかということが今求められていまして、それは社会に生き抜いていく力でもありますし、そういうふうにする為に授業の展開も変えていかないということで、今各校で教育委員会からも指導助言に行ったりする中で、授業のスタイルを変えていって、子どもたちが主体的に学んでいくような取り組みを進めているところです。

甚野委員

一つの課題が与えられた時に、その課題をさらに深く掘り下げて理解するという能力が要求されているということでしょうか。

和田学校教育課学校指導担当参事

おっしゃられている通りで、自ら課題を見つけて、計画を立てて、行動してというPDCAと一般的によく言われていると思うんですけど、それは学習でも同じであって、そういうふうにすることで、自らの生きる力を学力も含めて高めていくというのが求められているということです。

甚野委員

授業であれば、受け身の状態で先生の話聞いて座っているだけの受け身の態勢だけでは、更にその力をつけていくのは難しくなっていて、要求されている回答を出すためには、積極的に本人が考えて、それを理解して広げていくということが要求されている時代に対して、泉佐野市の生徒さん達は浅いところで止まってしまっているところが課題になっているんですか。

和田学校教育課学校指導担当参事

自分の経験を振り返るとというか、入学試験のテストであったり、それは知っているか知らないかを問われていたことが非常に多かったように思います。

今はそれを使って伝えるというように入試とかも色々変わってきていますので、その辺りで社会に出ても使える力を求められているところが、うちの市では至ってなくて、取り組みの最中であると思っていただけたらと思います。

甚野委員

今の説明でよくわかりました。

奥教育長

色んな課題があって、児童質問紙にも色々とでてきていて、生活の中でのことが影響していることもありますし、主体的な学習というのはかなり昔から求められていて、ずっと取り組んでいるのですが、なかなか思うような結果が泉佐野市ではでていないという状況です。

学習塾や家庭教師を利用しているというのは上回っているんだけど、これは語弊があるかもわからないですが、表面的にはそう答えているけれど、中身がどんなものか調査ではわからないし、学校以外の勉強時間も全国2時間以上やっている子は上回っていますけれども、やっている中身のことはここではわからないので、しっかり学校が分析をしながらやっていく必要があるのかなと思います。

10ページを見たら「臨時休業中規則正しい生活を送っていた割合は全国を下回っている」という状況があるのですが、それがどれくらい影響しているのかというのもあります。

全国的にも言えると思うのですが、国とか府とかの平均値から比べると54.8ですから、その影響を他よりは受けたということも考えられます。

学校は勿論主ですけども、生活に関わる部分のそういうところの課題があるかということもしっかりと見ていかないと、学力は高まらないですし、数値的なものだけではなくて、しっかり考えて自分が分かりやすく表現したりとか、相手に分かってもらえたりとか、そういうところがこれから求められていくことですので、一概に数値で表れていることだけではありませんけれども、客観的に表れてくるのは数値ですので、我々も真摯に受け止めて、しっかり授業の改善や生活の改善をやっていかないといけないと思っています。

読書にしても全くやらない子どもも多いので、条例もできたので、その辺も含めて今取り組んでいるところですけど、生活習慣として読書もついてきたらいいなと思っているんですけども。課題は山積していますけれども、一つ一つ進めていきたいなと思っています。

他ございませんか。

#### 中村委員

意見なんですけれど、3年前に射水市に研修に視察に行かせていただいた時に、これは泉佐野市も取り入れて活用していただきたいなと思ったのが、射水っ子ノートという自学自習ノートを教育委員会が発行して、入学の時に低学年用、中学年の時に中学年用、高学年の時に高学年用という3パターンの射水っ子ノートを支給していて、自分で計画を立てて自学自習するという習慣づけてた話を聞きました。10ページの家庭学習の様子で、「家で自分で計画を立てて勉強している割合は全国を下回っている」とあったので、是非、図書の読書通帳を作っていたのだから、今度は泉佐野の佐野っ子ノートでも作っていただいて、積極的に学校と、子どもたちと、勿論保護者の方を巻き込んで、一緒に計画を立てる癖付けをしていけば、ちょっとは見直しをしていけるのかなと思いました。

#### 奥教育長

宿題以外にも家庭学習や各学校でも取り組んでいる状況では勿論ありますが、自分の目標にすべきところとか、目標に沿ってやっているかはわからないところがあるので、おっしゃられていることを参考にさせていただきます。

#### 中村委員

せっかく視察に行かせていただいて、貴重な情報だと思ったので、使っていただきたいなと思いました。

#### 奥教育長

我々も目標を達成するには何をすべきかをしっかり考えて、具体的にこのことを取り組んでいかないといけないと思います。

今日は新聞を見ていますと、大谷選手の事が載っておりまして、高校時代から、周りの指導者もそうですが、自分の目標に達成していくためにはどんなことをやっていけばいいかという目標達成



ノートみたいなものを作って、自分で思っているだけではなくて、実際に書かせて、文章にしてそれを基にしながらやっていっているという記事が載っていて、なるほどと思いました。

やっている勉強の中身が大事だということですね。

他にございませんか。

石崎委員

20ページで書いている「地域の行事に参加している割合」とあるのですが、具体的に地域の行事とはどんなものを指しているのでしょうか。

和田学校教育課学校指導担当参事

だんじり祭りだとかも含めて、地域でのイベント、盆踊りとか色々あると思いますけれど、そのようなものに参加しているかどうかです。

石崎委員

うちの子は中学生ですけど、なかなか地域の行事に参加する機会というのが、うちの子どもを思ってもないような気がして、だんじりがあるところとか、祭りがあるところはそれに参加をしているんでしょうけれど、小学生や中学生が地域の何かに参加する機会というのが泉佐野市がこんなに少ないのに、府が多いのが不思議なぐらいで、どのようなものかと思いました。

和田学校教育課学校指導担当参事

市で行っているイベントとか、自分から応募してというのも含めます。

山下委員

子ども会じゃないですか。

奥教育長

子どもがアンケートを答える時にどういう事をイメージしているのかは、それは子ども自身の捉え方によるので、そこまで言っていないですね。具体的な事を言ってあげてないので、子どもたちの意識としては「うーん。無いな」と感じになっている部分も想像ですけどあるかもわからないですね。

山下委員がおっしゃったように子ども会活動もだんだんと無いところもありますし、中学校の友の会とかも盛んにやっている所もあればやってない所もあったりして、子どもたちが意識できるのは一番大きのかなと思います。

全体的にみたら廃れていっているというか、疎遠になってきているというか、子どもたちが地域で関心を持っていう部分の色んな取り組みや行事が無くなっているのが、大人社会、地域社会を含めて反省しないといけないことかなと思います。

他ございませんか

#### 甚野委員

中村委員の意見に賛成なんですけれど、自学自習するという事が低学年にとっては非常に難しいことであって、宿題だけやってるといって先生からのやらないといけない仕事になると思うんですけど、プラスα自分でメニューを考えてプログラムを達成していくということについては、低学年の子どもだけの力では無理があると思うので、積極的に保護者が関わったり、先生が関わったりとか、他者が自分を評価してくれるというのは、非常にやる気がでると思いますので、そういうノートを作ってもらって、それを子どもに返して「今こうだから次はこういう感じがいいよね」といような、次の道しるべを示してあげるといふような言葉をかけるだけでも、ものすごくそのノートとか習慣は身につけていくと思いました。

#### 奥教育長

やりっぱなしが一番駄目なので、子どもが意識を持ってやるためには誰かがしっかり見てあげて、評価をしてあげるといのが先程大谷選手の話もしましたけれども、当然監督はノートを見て、頑張っているなという評価をしていると思うんで、なかなか小さい子どもさんは自分で計画をすることは難しいとは思いますが、何をやるにしても小さい頃から経験させていってあげるといのも大事だなと思います。

学校もそうですけれども、家庭の協力なしでは考えられないことですね。

#### 中村委員

説明が足りなかったのですが、3パターンの低学年はもちろんやり方ノートが全然違って、やり方の手ほどきのページがあるんですけど、そこにはこういうふうに計画を立てようねと簡単に書いていた記憶があります。

取り組もうとすると現場が大変ですけど、色々な情報を私たちが外でもらってきたものを活かしていただいた方が、学力向上に繋がったり、家庭も両方繋がっていくかと思います。

#### 甚野委員

○か×かという回答を求めるだけの時代ではなくなっていると先程お聞きしましたけれども、そういうふうに深めていくということは、学校の授業とか、塾の授業だけでは時間が全然足りなくて、それ以外の時間で膨らまして考える力をつける為には、膨大な時間がかかると思うんですね。

取り組んでいるとは思いますが、その方が積極的な感じがしました。

#### 中村委員

自分から夏休みの自由研究について、春ぐらいから準備をして調べ始めたりだとか、結構長期に渡っての自学自習の計画を立てるとい癖付けもできるのではないかと思います。

逆算して考えるということですね。

全国学力調査のための自学自習ではなくて、総合力、人間力を高めるためのノートとして、どんな使い方をしてもいいですよっておっしゃっていたので。

ニュースで見られた方もいるかもわからないですが、小学校3年生の子が、「アトピー性皮膚炎について」という自由研究をしていたのを見つけたんですけど、身近な問題とか、気になる事を少しずつ自分なりに調べていくきっかけにもなるのではないかと思います。

#### 奥教育長

またこれをよく見ていただいて、各学校の分析も出てきますので、今言っていたいただいたようなご意見をいただきたいと思います。ありがとうございます。

他ございませんか。

無いようでございますので、以上で報告第27号を終わります。

続いて議案審議にうつります。

議案第25号「令和4年度小・中学校教職員人事基本方針について」を議題といたします。説明をお願いします。

#### 山岡教育総務課教職員担当参事

それでは、私より、議案第25号「令和4年度 小・中学校教職員人事基本方針」について説明します。

議案資料 議案第25号をご覧ください。

本市の小中学校に勤務する教職員の令和4年度当初人事を行うにあたり、大阪府教育委員会の「大阪府公立学校教職員人事基本方針」に基づき、泉佐野市教育委員会において「令和4年度 小中学校教職員人事基本方針」を定めるというものです。

基本方針の重点としましては、「教職員の人事」「校長及び教頭の人事」「女性教職員の人事」3点において、本市教育界の諸要請にこたえ、全市的な視野に立ち、適切な人事を行うため、積極的に努力をはらうものです。

「教職員の人事」では、「教職員構成の適正化」「学校の活性化を図る人事の推進」「新規採用教員の人事」「計画的な異動」「広域人事及び過欠員の調整」「ヒアリングの実施」の6点、「校長及び教頭の人事」では、「校長及び教頭の異動等」「校長及び教頭の任用」の2点、「女性教職員の人事」では、「各学校における主任等の任命に当たっては、女性教職員の活用を計画的に進める」「女性教職員の人事に当たっては、母性保護の観点に十分留意する。」の2点をあげています。

今後、年度末・年度当初の人事を進めるにあたり、校長ヒアリングをもとに、全市的な知見から、学校の諸課題に配慮しつつ、学校の活性化を図る人事の推進を行っていきます。

なお、本日の教育委員会議での承認を受けて、各校への周知を考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

奥教育長

ただいま教育総務課教職員担当参事より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

新たに何か加わったとか、変わったとか、削除したとかはないですか。

山岡教育総務課教職員担当参事

特にございません。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第25号「令和4年度小・中学校教職員人事基本方針について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第26号「第一次泉佐野市教育振興基本計画の策定について」を議題といたします。説明をお願いします。

田倉教育総務課長

議案第26号「第一次泉佐野市教育振興基本計画の策定について」ご説明いたします。

議案資料26をご覧ください。

はじめに、本計画策定に係る経過につきまして、6月の定例教育委員会議と一部重複する所もございますが説明させていただきます。

本市では平成25年9月に泉佐野市教育行政基本条例を制定し、教育委員会は市長と協議して、教育基本法に規定する基本的な計画を定めなければならないとなっており、このことをふまえ、学校教育の充実を始め、今後めざすべき教育の基本的な方向性や重点施策等を明らかにした教育振興基本計画を平成27年11月に策定しました。

計画期間は、「本市総合計画」との整合性などを総合的に考え平成27年から向こう10年間に目指すべき教育の姿やその前期計画となる5年間に取り組むべき施策をまとめたもので、計画策定を行ってから5年が経過したことから、時点修正するとともに施策を見直し、最終目標年度の令和6年度までの後期計画を策定することとしました。

修正案につきましては、6月定例教育委員会議、7月の市長部局を交えた総合教育会議でそれぞれ協議いただきました。その後、それぞれの会議でのご意見等、修正を加えた取りまとめ案を8月9日から29日までパブリックコメントを募集しましたが、意見等はありませんでした。また9月29日には、定例の市議会でも報告を行いましたところ、一部軽微な文言の修正の指摘がありまし

た。議案資料の1ページの下段から2行目、計画策定後5年後経過となっておりますが、5年後の「後」を削除しております。

この他、内容についての変更はございませんでした。

つきましては、今回が最終の計画策定案となります。

簡単ですが説明は以上でございます。

ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

#### 奥教育長

ただいま教育総務課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

#### 甚野委員

13ページの「学校・家庭・地域の連携」で、先程の話にも繋がっていくと思うのですが、あまり文章が長くなって、もっとこれについて大切という事で、ここはもうちょっとページ数をとって考えるというか文章を変えていただいたらどうかと思ったんですけど。他の現状と課題について書かれている部分の学校地域の連携っていうところは、この前にもお話しさせていただきましたように、この地域では非常に重要という内容ではあると思うんです。もっと具体的にこの内容を攻めていただけたら先程の学力の向上に繋がっていくのではないかと思います、いかがでしょうか。

#### 奥教育長

13ページは現状を書いて、28ページに「学校・家庭・地域の連携について」という部分を29ページにわたって家庭の役割とかを書いておりまして、教育環境の整備についてとかもありますが、ここに一応今言われたお話しは載っているんです。

#### 中村委員

みんなで一所懸命考えた道徳のパンフレットを作りましたよね。あれに関しては、連携を強調した物を作って、自治会にも配布していますって文言がないなと思ったのですが。

#### 奥教育長

それは配布した後なので、これから後残りの後半部分の事なので、それも含めてしっかりとみていかないといけないという事だと思うので、道徳のところにも書いていたと思いますが。

#### 中村委員

「小冊子を作りました」的な。「条例に基づき」というのはあるんですけど。

#### 赤坂委員

それに基づいてパンフレットを作りましたということで触れてくれていますね。内容的にはもっと膨らませて欲しい面もありますけれども、5年間の総合計画について総合教育会議でも市長を交

えて会議しましたね。この形で進めて行って、条例に基づいて基本計画を実施していくということですね。

教育委員会会議と総合教育会議の2回の会議で合意している計画ですので、後は色々折に触れて潜んでいる問題点とか、膨らまさないといけないところとかはまた教育委員会会議で協議して、現場と突き合わせいただくような形をとったらいと思います。

奥教育長

ありがとうございます。

甚野委員

方向づけとして私はいいと思っています。赤坂委員がおっしゃたように肉付けをしていただいて、内容をもっと大事だという認識をもっと強めていただけたらいいだけですので、同じ意見です。

奥教育長

具体的な事についてはこれから本市の施策にも活かしていきますし、この計画に基づいて進めていきますし、学校現場でもこれに基づいて色んな課題を考えていただくように、家庭学習の事とかも教育委員会の方からも伝えさせてもらいながら使っていけるようにということでもよろしいでしょうか。

他にございませんか。

基本計画を策定させていただいて、これを基にこれから色んなことを進めていく上で、更に教育委員さんのご意向を論議させていただいて進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、議案第26号「第一次泉佐野市教育振興基本計画の策定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第27号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。説明をお願いします。

大引生涯学習課長

それでは、議案第27号「泉佐野市立図書館条例施行規則」の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、今回の泉佐野市立図書館条例施行規則の一部改正の提案内容といたしまして、その内容をかみ砕いてご説明いたしますと、先だってより利用者からの要望が高かった「図書の貸出冊数の上

限の引き上げ」について、貸出上限冊数を10冊から15冊に増冊すること、令和3年4月より開始しております「電子図書館」に関することについて、施行規則に追記すること、その他は各条文の文言整理が主な内容となります。

それでは恐れ入りますが、泉佐野市立図書館条例施行規則の一部改正案について、別紙、資料の新旧対象表をご覧ください。

それでは、改正となる条文について、順を追って、ご説明いたします。

(趣旨) 第1条につきましては、「この規則は」に読点を「以下「条例」という」に句点を追記する文言整理であります。

続きまして、(公民館図書室等)第2条につきましては、現行では、公民館図書室の適用する条項について、記載しておりましたが、改定後は、逆に適用しない条項を記載する旨に変更しております。

これは、公民館図書室の運営に馴染まない事項である、第10条、第13条、第14条及び第16条の電子書籍の追記部分及び、第24条から第28条にあたる第3節 移動図書館・第4節 対面朗読サービスを示す部分、第5章 施設の利用についての規定は、公民館図書室では適用しない旨を記載したものであります。

続きまして、(貸出しの手続)第10条の第1項・第2項につきましては、ともに電子書籍についてのことを追記したものであります。

続きまして、(貸出カード交付の条件)第11条につきましては、第1項第3号の「前2号の規定にかかわらず、」から「前2号の掲げるもののほか」に文言を整理し、第3項と第4項については、第18条(届出)の内容に集約するため、その文言を削除したものであります。

続きまして、(貸出しの数量及び期間)第13条第1項第1号につきましては、貸出しを同時に受けることのできる「数量を資料(視聴覚資料を含む。)10点以内から15点以内に変更」し、第2号では、電子書籍の貸出し数量と期間となる「5点以内及び貸出日から起算して14日以内」を追記したものであります。第13条第2項につきましては、第13条第1項第1号に貸出期間を記載したことにより削除し、現行の第13条第3項を第2項に繰り上げたものであります。

続きまして、(貸出資料の制限)第14条第1項第5号につきましては、電子書籍を追記したものであります。

続きまして、第15条第2項につきましては、「資料の貸出しを受けることのできる期間(以下「貸出期間」という。)が過ぎて」に文言を整理したものであります。

続きまして、(資料の貸出停止等)第16条につきましては、第1号では、「資料を紛失し、若しくは損傷し、又は」などの文言を整理し、第2号では、「他人に資料若しくは電子書籍を転貸し、又は貸出カードを貸与し、若しくは譲渡したとき」に電子書籍を追記及び文言整理を行ったものであります。

続きまして、(資料の弁償)第17条につきましては、「資料を汚損し、破損し、又は」に文言を整理したものであります。

続きまして、(届出)第18条につきましては、第1項第1号の「個人又は団体」から「登録者」に「利用者カード」から「貸出カード」に文言を整理し、第1項第2号の「汚損、破損又は」から「汚損し、破損し、又は」に文言を整理し、第1項第3号の「図書貸出申込書」から「第10条第2項の申込書」に文言を整理したものであります。

続きまして、(貸出しの数量及び期間)第22条第1項につきましては、団体に対する貸出資料の点数及び貸出期間の文言を明確に記載し直したものであります。また、第22条第2項につきましては、現行の第23条を第22条に集約し、団体貸出で貸し出した資料の中に指定管理者が業務上必要があると認める資料がある場合は、その資料の貸出期間を変更し、資料の返却を求めることができる旨を記載したものであります。

続きまして、(貸出資料の制限等)第23条第1項につきましては、個人貸出について記載されている、第14条から第18条までの規定を団体貸出しにも適用し、この場合においては、第14条中「資料又は電子書籍」とあるのは「資料」と、第16条中「登録者」とあるのは「貸出カードの交付を受けた団体」と、「資料又は電子書籍」とあるのは「資料」と、「他人に資料若しくは電子書籍」とあるのは「団体の関係者以外の者に資料」と、第18条中「登録者」とあるのは「貸出カードの交付を受けた団体」と、「第10条第2項の申込書」とあるのは「第20条の団体の登録」と読み替えるものとするを記載しております。

また、第23条第2項につきましては、団体が貸出しを受けた資料については、その団体の代表者がその責任を負うものとするを追記しております。

続きまして、(貸出期間)第26条につきましては、移動図書館の資料の貸出期間について、現行のズレを修正するため、現行の第12条から改正案の「第13条第1項」と変更したものであります。

続きまして、(複写の制限)第31条第3項につきましては、文言を「資料」に統一したものであります。

続きまして、第34条第3項につきましては、文言整理として「汚損し、破損し、又は」に文言を整理したものであります。

最後に附則といたしまして、本条例施行規則は、令和3年11月1日から施行する旨を規定しております。

説明は以上となります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 奥教育長

ただいま生涯学習課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第27号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きまして議案第28号「泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則を廃止する規則について」を議題といたします。説明をお願いします。



## 中岡青少年課長

議案第28号「泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則を廃止する規則について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案資料28をご覧願います。併せて追加資料として「稲倉野外活動センター活用事業への提案書」及び「泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例を廃止する条例制定について」を机の上におかせていただいておりますのでご参照願います。

稲倉青少年野外活動センターは、大阪みどりの百選に指定された「稲倉池」のほとりにあり敷地面積約94,000㎡の広大なエリアに、レクリエーションキャンプ場、トレーニングキャンプ場、及びファミリーキャンプ場のそれぞれ特徴のある三つのキャンプ場を備えております。都市計画法上は市街化調整区域にあり、開発行為を行えない反面、青少年健全育成施設としては非常に良い立地条件で、ジュニアリーダー養成講習をはじめボーイスカウト、大学・高校のクラブサークル、地域の青少年・こども会やボランティア団体など、これまで多くの青少年に利用されてきました。

しかし、昭和56年開設から40年が経過し老朽化が進んだことと、近隣に同種の施設が建設されたこと、また世の中の嗜好が変化したこと等により利用者数は年々減少傾向をたどってきました。この間、必要最小限の修理を行い、また、主に冬季にはボランティアにより森林の維持管理のお手伝いをいただきながら運営してまいりました。管理方法として公の施設の指定管理者に委託をお願いした期間もありましたが、それでも大幅に利用者数が増加するには至らず今後の活用ため再び直営に戻し検討重ねてきたところです。

一方当該地は、近年になって複数の民間事業者から興味を持たれたこともあり、民間のノウハウをより積極的に取り入れた民間運営に移行してはと、並行して借地料をいただく賃貸借のためのプロポーザル方式による最優良事業者との期間20年の事業用定期借地契約の検討を行ってまいりました。

具体的には、本年7月に入り活用事業者選定委員会を設置し公募を行い、8月27日には優先交渉権者を決定いたしました。

今後は、優先交渉権者と基本協定を締結し令和4年4月の営業開始に向け整備を行い、賃貸借契約を締結する予定としております。

今回の計画は借地借家法第23条第2項の規定による事業用定期借地契約により現在のセンターの土地及び建物を貸し出した上運営を行っていただく内容となっており、教育施設としての枠組みに捕らわれない、より多くの方々が利用できる計画となっています。

このため普通財産として貸し出す必要があり、令和3年泉佐野市議会9月定例会におきまして、令和3年11月1日施行日で泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例は廃止の承認をいただいたところです。

つきましては、条例の施行について必要な事項を定める泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則につきまして、令和3年11月1日施行日での廃止のご承認をお願いするものです。

なお、泉佐野市議会への追加議案の上程及び承認日が9月29日であり、条例の議決報告となってしまうことを深くお詫び申し上げます。

説明は以上です。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま青少年課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

山下委員

民間に貸すということで、株式会社ジャパンリソースで収益を上げていく、泉佐野市は20年間借地料をいただくということなんで、今までの青少年野外活動センターとは全く違ったものになっていくと思いますので、これは青少年課とは全く関係のない、市が貸すという形になると思いますので、教育委員会の所管ではなくなるという形で考えていいのでしょうか。

中岡青少年課長

おっしゃる通りなんですけれども、公募する際の条件といたしまして、青少年健全育成にも配慮するようにということで公募致しましたので、この事業者ともできるだけ青少年も参加しやすい条件設定ということで協議していきたいと思っています。

奥教育長

全く今の所管から離れるという事ではないということですか。

中岡青少年課長

所管的には離れます。

山下委員

離れるのであればなぜ離さないのですか。

奥教育長

今日の関係は規則を廃止することなんです。

山下委員

廃止するだけならいいですが、資料がついているのはどういう理由ですか。

奥教育長

廃止した後はこういう風になるということを説明してくれているだけです。

山下委員

ここの民間企業がどのような企業かわかりませんが、一般の家族や色々な人が来てグランピングして泊まると、平穩に20年間事業してくれていた方がいいのですが、リスクを減らしたかっただけで、青少年に何も関係ない事なのに、ここで問題でも起こされたらどうされるのかなど。事業者の方は青少年に関わるようなことも、関わっていくような条件も入っていますが、具体的には

何かもわからないですし、何かあった時は青少年課や教育委員会に何かあるのかなど。それならば純粹な教育委員会のものではないのではないかと思います。それを懸念しただけです。

議案としては廃止するといったことが議案で、利用者も少ないし廃止するのは賛成ですが、資料がついていたので、そういったリスクを考えてみた次第です。

中岡青少年課長

リスクについては全て事業者が負うという事でご理解していただけたらと思います。

参考資料でつけさせていただきましたのは、このような形を作っていきたいというイメージを分かっていたく為につけさせていただきました。

奥教育長

建物も土地も含めてお貸ししてということなので、青少年課の所管ではなくなるということですね。

山下委員

なくなるのならいいです。

奥教育長

今日は規則を廃止することの承認をとる案件です。

他にございませんか。

中村委員

完全に教育委員会から離れるということは、今までここで活動されていた泉の森の少年の活動と  
いうか、緑の植樹の活動みたいなのはどうなるのでしょうか。

奥教育長

ジュニアリーダーですか。

中村委員

ジュニアリーダーも育成をここでするのですが、また違う活動があったのですが。

奥教育長

教育委員会の所管でなければわからないですね。

中岡青少年課長

ジュニアリーダーにつきましては、養成講習会というのを引き続き行う予定にはしていますし、  
稲倉野外活動センターを活用していた部分については、近隣の貝塚の施設とかを活用しながら、あ

るいはこの後整理する施設につきましても同じ様な費用で調整がつきましたら、新しい施設でも活用したいと考えております。

#### 赤坂委員

団体が野外活動センターで青少年の活動をする場合、教育委員会に後援申請とか出してきて、出てきた場合は新規や継続などで我々にこういう事をやりますよという申請を上げてという関わりになってくる。野外活動センター自体は関りはなくなる。事業でやりますよという時に教育委員会に後援申請が出た時にここでやる場合は、場所はここですよというそういう位置づけになるということですね。

#### 本道教育部長

補足で説明いたしますと、イメージとしましたら今ある稲倉野外活動センターにグランピング施設が付設されるイメージになります。

資料の図を見ていただいて、右側に図面があるんですけど、その緑で着色している部分が、今回写真で載せている部分なんです。その後残りの部分というのが全て今まで稲倉野外活動センターの敷地で、行った方はご存知だと思いますが、ツリーハウスみたいなのだとか、テントを張るスペースとかがあるのですが、そこは残るんです。そこは今後民間運営になりますので、かなりリニューアルをされると思うんですが、今までみたいな安い金額で借りれるかどうかはわかりませんが、今後決めていくんですけども、そんなイメージになります。

この用途は稲倉野外活動センターの用途になっていまして、法律の問題もありまして、用途変更が実は難しく、この土地というのは色んな法律の縛りがかかっています、これをやめて何か建物を建てるとかはできないんです。

実際の運営とかりスクについては運営事業者になります。そこは連携をしながら、今回は教育財産から外して、普通財産としないと貸し出しができないので、青少年課が管理する普通財産ということで、ここで色々やっていくことについては、青少年課と協議しながら、市とは連携関係みたいな感じで進めて行きたいと思っております。

議会でも質問にでたんですけど、ボーイスカウトで使っている議員さんがおられまして、「今後使えるんですか」とご質問がありました。それは基本的に今あるほとんどの部分が残りますので、「金額はどうかかわりませんが、そういう形で使うことは可能です」というお答えはさせていただきます。

#### 中村委員

稲倉野外活動センターに行く道中の道路も整備されてなかったりとか、どこの所管なんだろうという不思議なエリアだったので、グランピング施設の事業者が入られるんだとしたら、どこまで整備してくれるのだろうかとか、期待も兼ねております。

本道教育部長

道のお話がでたのですが、これに合わせて稲倉野外活動センターまでの行く道がかなり傷んでいますので、補修の予算というのを林道になりますので、農林水産課の所管なんです。そこが補修予算であげています。それは何年かかかるのですが、そういう形で市もここができることによって、地域の活性化にも繋がるので、ある程度そういう部分は支援しながらやっていくという方向になっています。

中村委員

期待しています。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第28号「泉佐野市稲倉青少年野外活動センター条例施行規則を廃止する規則について」については、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議ございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定いたしました。

続きましてその他で何かございますか。

中岡文化財保護課長

お手元の方に3枚チラシを置かせていただいております。

日程の順番で簡単に説明させていただきます。

まず初めに「日根野荘大木の里コスモス園」を見ていただきたいのですが、主催は大木まちづくり協議会という地元の方の団体に委託をしております、10月9(土)から10月24日(日)迄。9時から16時の間開園させていただきますので、またご周知いただきまして、ご参加いただけたらと思います。

次に「第2回衣通姫イラストコンテスト2021」ですが、これにつきましては、市内の小中高の学生さん達に衣通姫をイメージしたイラストを募集しております、10月1日締め切りで、昨年度は180点の応募だったのですが、今年度は270点の応募をいただいております。270点全て審査をさせていただくのですが、全点上之郷コミュニティーセンターの衣通姫の石碑がある地元のコミュニティーセンターの2階で展示をさせていただこうと思っております。

10月14日(木)から10月24日(水)迄、約2週間させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3つ目ですけれど「第9回いずみさの検定」11月3日(水・祝)文化の日にさせていただいていることが多いのですが、今年度も実施しております。今年度は日本遺の漫画を参加賞としてお渡

ししたり、副賞といたしまして成績のいい方につきましては、色んな商品を充実させておりますので、是非お声かけいただいたり、ご参加していただいたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま中岡文化財保護課長より説明がありましたが、ご意見ご質問がございましたら、願います。

イラストコンテストは小中学生から応募はきていましたか。

中岡文化財保護課長

小学生は多くて、中学生は少ない傾向はありまして、高校生はもっと少なかったです。

奥教育長

周知したのはよかったんですね。

中岡文化財保護課長

上之郷小学校に関しては全学年出していただきました。

奥教育長

出してもらった作品は全部上之郷コミュニティーセンターで展示してくれたんですか。

中岡文化財保護課長

全部展示させていただきました。

書き方がややこしいのですが、日曜日はやってます。祝日と火曜日が休みになっています。それ以外は9時から17時で見いただけます。

すいません。日程が間違っています。曜日はあっているのですが日にちが間違っています。

24日ではなくて、27日です。申し訳ございません。

これから配ろうと思っていますので、また修正します。

奥教育長

他にございませんか。

無いようですので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

今回の11月の定例教育委員会会議は令和3年11月2日火曜日、午前10時から、市役所4階 庁議室で開催いたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。

(午後3時25分閉会)